目次

大逆事件と内山愚童……柏木隆法
入獄紀念無政府共産（原文）……一
入獄記念無政府共産（現代文）……一六
無政府主義道徳非認論……二七
書翰（年代順、十六通）……三六
「平民新聞」にみる愚童の小論文（二編）……五六
平凡の目覚（獄中遺文）……五七
内山愚童の略歴……七七
あとがき・編集後記……七九

小作人ハナゼ苦シイカ

人間の一番大事な、なくてならぬ食物を作る小作人諸君。諸君はマアー、親先祖のむかしから、此人間の一番大事な食物を、作るとに一生懸命働いておりながら。くる年もくる年も、足らぬたらぬで終るとは、何たる不幸の事なるか。

それは諸君の云ふ、前世からの因報であらふか、併し諸君、二十世紀といふ世界で今日でよ、そんな迷信にだまされておつては、末には牛や馬のやうにならねばならぬ。諸君はそれをウレシイト思ふか」

来るとしも、くるとしも貧乏して、たらぬ、たらぬと嘆くことが。もしも、冬の寒い時に、老いたる親をつれて、づしや、かまくら、沼づや、葉山と。さむさを厭ふて避寒で、あるいた為だと、いふならば。そこに勘忍の、しやうもある。もしも夏ノ暑い時に、病めるツマ子を引きつれて、箱根や日光に、アツサを避け夕其タメ、ことしは、少しタラぬとでも、いふナラば。ソコニ慰める事も、できやう」

ことしは、長男をドイツに遊学させ、弟を大学に、娘を高等女学校へ入れタノデ。

山林を十町か[illegible]資本家[illegible]をヤド

大はして[illegible]の[illegible]

となるが諸君は、年が年中[illegible]ならぬと、いふのは[illegible]

[illegible]はない。正月がきたとて、[illegible]

を出さない。よは二十世紀の文明は建築術は[illegible]

小さいな諸君ノ家は[illegible]年も[illegible]ねんも、[illegible]の物である。しかし、それは少しも無

理ではない。着物は[illegible]ねばならぬ[illegible]

[illegible]ねばならぬ。しかし諸君は悲[illegible]なし、そして諸君の着物は

[illegible]で、家は豚の巣のやうである」[illegible]

[illegible]、飯は諸君が、じ[illegible]んで作るので[illegible]

[illegible]上等の米は地主に[illegible]

ゴブンは栗めしや、[illegible]多く働い

てゐる。[illegible]小作人諸君。

諸君の[illegible]

これはマア、どうしたワケでのらうか。一口に喋つて見れば、

なぜにかまいは、貧乏する。ワケをしらべば、まかしやうか。

天子金もち、大地主。人の血をすう。ダニがある。

諸君は日ヨク、かんがいて見たまへ。年が年中、あぜ水ながして、作つた物を。半分は地主と云ふ、泥坊にトラレル。のこる半分で、酒や醤油や塩やこやしを、買ふのであるか。其酒にも、コヤシにも、スベテの物に、ノコラズ政府と云ク、太泥坊の鍋にトラレル税金が、かゝつて。其上に商人と云ふ泥坊が、モウケやがる。メコデ小作人諸君のやうに、自分の土地を云ふ者を持たずに、直直に働いてゐる者は、一生涯貧乏とハナレル事は出来ないのである」

マダそればかりなら、ヨイが。男の子が出来れば、ナガイ間、貧乏の中かで育てねばヤレうれしや、コレカう。でんぱたの一まいも、余分に作つて、借金なしでも致したいと思ふもなにもなれば、イヤデモ何でも、兵士にとられる。そうして三年の間、小遣ゼニを貰つて、キレイタラもなし。人ゴロシのけいこ迄、させられる。それで戦争になれば、人を殺すか、自分で殺されるかと云ふ。血なまグサイ

所へ引つぱりだされる」

セガレが兵士に、三年とられてゐるうちに、家にゐるおやなは、ツマコをつれて、コヤキに出だしたといふ者もある。兵士にでたセガレは、うちが貧乏で、金は送つてくれず。金がなければ、古兵にイヂメられるので、首をクヽつて死んだり、川へとびこんで死んだり。又は鐵道で死んだりした者が、何ほどあるか、しれぬ、のである。

こんなグアエに、小作人諸君を、イヂメルのだもの。諸君が、朝は一番トリにおき夜はクラクなるまで、働いたとて。諸君と貧乏は、ハナレルことではない」

コレハ全體、なぜであらうか。おなじ人間に、うまれてありながら。地主や、かねもちの家に、うまれれば。廿四五までも、冊マデモ。學校や外國に遊ンデ、ふつて、そうして、うちにかいれば。夏は、スヤシキところに、暑さをシノギ、冬はあたゝかき、海岸に家をたつて。遊びくらして、おるデハナイカ。自分は桑の葉は一枚ツミもせずに。キヌのきものにツヽマツテ。酒池肉林と、ゼイ沢をして、なんにも、せずに、一生を遊び、暮るノデアル。諸君と、シラベテ、みちうが。大地主様、かね持が。夏の冊日を、日光や霜根ヲ、無かれ。一人ヲ、二千や

三千の金をつかふと云ふのでは、ないか。三千圓とより諸君が出来るのどしかから、五十歳まで、ヤ又まず、クワズに働いても二千圓といふが来は出来まいでは、ないか。そうして、其、たちは兵士などには、出なくても宜いのである」

小作人諸君も諸君もキット今の金持や大地主のやうに、ゼイタクを、したいであらうタマニハ遊んでおつて、ウマイ物をたべたいであらう。けれども、それが諸君に出来ないといふのは、諸君が一つの迷信を持つて、おるからである。チャ先祖のムカシからコノ迷信を大事にしておつた爲に、地主や金持のスルヤウナ、せいたくを夢にも見ることが出来ないのである、諸君がわれ〳〵の言ふ事をキイテ今すぐにも其迷信をステサイすれば諸君は、ほんとうに安樂自ゆうの人となるのです。

しかし、天子や金持は、諸君にコノ迷信をすてられては。自分たちが遊んでゼイタクをすることが出来なくなるからムカシヨリ天子デモ大ミヤウでも。この迷信をむかし、無くならぬ、アリガタキものにして、諸君を、おさむいてキタノデある。それだから、諸君の爲には、今の天子デモ大臣デモ。昔の徳川モ、大ミヤウも。おや先祖の昔から、恨みがあるナル、だい敵デあると、いふことを忘れテハナラヌ」

明治の今日も其とおり、政府は一生ケン命で、上は大學のハカセより、下は小學校の教師までを使ふて、諸君に此迷信を、すてられぬヤウニしてある、そして諸君は又、之をわすれがたく思ふておる。だから諸君は一生涯、イヤ孫子の代まで、貧乏とハナレル事は出来ない、然らば小學教師などが、諸君や諸君の子供に教えこむ、迷信と云ふのは何であるか。迷信といふは、セチガツタ考へを大事本ぞんに守つておる事を、云ふのである。ナゼニ諸君が昔から、此マチガツタ考へを、持つて、ふるかと云ふことは、わとにして。どう云ふマチガツタ考が迷信であるかと いふことを語つてみやう」

△諸君は地主から、田や畑をつくらして。モウカラ、其ふ證として小作米をヤラネバならぬ。

△諸君は。政府があればこそ、吾々百性は安心して、仕事をしておることが出来る。其ふ證として税金を。ださねばならぬ。

△諸君は、國にグン備がなければ、吾々百性は、外國の人に殺されてしまふ、それだから若い丈夫の者を、兵士にださねば、ならぬ、と云ふ。此二ツの マチカツタ考へが深くシミ込んでゐるから。イクラ貧乏しても、小作米と 税金と 子供を兵士に出すことに、ハン對することが、出來なくなつてゐる。モシモ 小作米を、ださなくも宜しい、税金をおさめなくても宜しい、かわい子供を兵士に、ださなくても宜しい などゝ云ふ者が あれば、ソレハ むほんにん である國賊である、などゝ云ふて 其じつ自分たちの安樂自由の爲に、なることを。聞く事も聽む事も、せずにしまふ。コヽハ一番よーく、考へて、讀んでいたゞきたい」

然らば、ナゼ小作米を地主へ。ださなくて宜しい者か、と云ふに、ソレハ小作人諸君が。耕やす所の 田や畑を、春から秋まで、鍬もいれず、タネもまかず。コヤシも、せずに、ホツタおいて、ぢら

んなさい、秋がきたとて米一粒、出來ませぬ。夏になつても麥半ツプとれる者でない。コヽを見れば、スグに しれるではないか。秋になつて米ができ、夏になつて麥ができるのは、百性諸君が一年中、アセ水ながして、やすまずに働いた爲である。ソウして見れば自分が働いて出來た、コメや麥は、ノコラズ百性諸君の、ものである。何をチボケテ、地主へ半分ださねば。ならと云ふ、理クツがあるか」

土地は天然しせんに。おつた者を。吾等の先祖が、開こんして、物の出來るやうに、したのである。其土地を たがやして トつタ物を、自分の者にするのが、何で ムホンニンである、

小作人諸君、諸君は ながい あひだ地主に盜まれて、きたのであつたが、今といふ今、此迷が さめて見れば、ながいく恨みの、ハラ井セに、年ゴを出さぬ バカリでなく。ヂユシのタラに ある。麥でも金でも、トリカヘス權利がある。ヂユシの クラバアル、すべて

の者をトリダスことは、決して泥坊ではない。諸君と吾等が、久しく奪はれたる者を、回復する名譽の事業である。

ツギニ、政府に税金をださなくても宜しいと云ふことは、ナゼであるか、小作人諸君、ムツカシイ理くつは、いらぬ。諸君は政府といふ者のある爲に、ドレダケの安樂が出來ておるか。少しでも之が政府様のアリガタイ所だと云ふことがナツタナラ、言つて見たまへ、昔から泣く子と地頭には勝たれぬといふて。無理な壓制をするのか。お上の仕事と、キマツテおるでは、ないか、コンナ厄界の者をイカシテ、おく爲に、正直に働いて税金をだす小作人諸君は貧乏しておるとは、馬鹿の頂上である。

諸君は、こんな馬鹿らしい政フに、税金を出すことをやめて、一日もハヤク、厄界なのを亡ぼして、シマフではないか。そうして親先祖の昔より、無理非道に盗まれた、政フの財産をトリ返して。みんなの共有に、しやうではないか。之は諸君が當然の權利で、正義をふもんする人々は、進んで高民が自由安樂の爲に、政府に抗すべきである。

今の政府を亡ぼして、天子のなき自由國に、すると云ふことがナゼ、むほんにんの、することでなく、正義をふもんする勇士の、することであるかと云ふに。今の政フの親玉たる天子といふのは、諸君が、小學校の教師などより、ダマサレテ、ふるやうな、神の子でも何でもないのである、今の天子の先祖は、九州のスミから出て、人殺しや、ごう盗をして、同じ泥坊なかまの。ナガスネヒコなどを亡ぼした、いはゆる熊ざか長範や、大江山の酒呑童子の、成功したのである、神様でも何でもないことは、スコシ考へて見れば、スグしれる。二千五百年ツヾキもうしたといへばナニ神様でも、あるかの、やうに思はれるが、代々外はバンエイに、苦しめられ、

は。ケライ（家来）にまかせられて来たのである。

明治になつても其如く、内政に外交に、天子は苦しみ通しである。

イクサがなく、天子の苦しむのは、自業自得だから勝手であるが、それが為に。正直に働いてゐる小作人諸君が、一日は一日と、食んことにすら、くるしんでゐるのだもの。日本は神國だなどゝ云ふても諸君は少しも、アリガタクないであらう。

コンナニ、わかりきつた事を、大學のハカセだの學士だのと云ふコリムシ共は、言ふことも出來ないで、ツツ八百で人をバマシ自らを欺いてゐる。又小學校の教師なども、天子のアリガタイ事を、とくには、コマツテゐるが。ダン〳〵うそが上手になつて年三度の大祝日には、ソラトボケたまねをして、天子は神の子であると云ふことを、諸君や諸君の子供に、教へ込んでゐる。そうして、一生懸命、神の面をかぶつた、泥坊の子孫の為に、働くさく働ふべく教えられるから、諸君は、イツマデも貧乏と、ハナレルコトは、出來ないのである。コヽまで、とけば、イカニ勤忍づよい諸君でも、諸君自身の、奪はれてゐつた者を、トリカヘス為に。命がけの運動を、するさに、なるであらう。

小作人諸君。諸君は、ひさしき迷信の為に、國にグンタイがなければ、民百性は生きてゐられん者と信じて、ゐつたであらう、ナルホド、昔も今も、いざ戦争となれば。ぐんたいのない國は、ある國に亡ぼされて、しまふに極つてゐる、けれども之は、天子だの、政府だのと云ふ、大泥坊があるからなのだ、

戦争は、政府と政府との、ケンクワでわないか、ツマリ泥坊と泥坊が、ケンカヤ、げんくわする為に、民百性が、なんぎをするのである。この政府といふ、泥坊を、なくしてしまへば、戦争といふ者は、無くなる。戦争が、なくなれば、かわい子供を、兵士にだされなくても

宜しいと云ふことだが、又ダに しれるであらう。

ソコデ 小作米を地主へ出さないやうにし、税金と子供を兵士にやらぬ やうにするには、政府と云ふ 大泥坊を無くして しまふ、一番はやみちであると いふことになる、

然らば いかにして此正義を實行するやと云ふに、方法はいろ〳〵あるが。マヅ小作人諸君としても、十人でも廿人でも 連合して、地主に小作米を ださぬこと、政府に税金と兵士を、ださぬことを實行したまへ。諸君が之を 實行すれば、正義は友を、ますものであるから、一村より一ぐんに及ぼし。一ぐんより一縣にと、遂に日本全國より 全世界に及ぼして。コヽニ安樂自由なる 無政府共産の理想國が出來るのである。〜

何事も 犠牲なくして、出來る者ではない。苦と思わん者は 此正義の爲に、いのちがけの、運動をせよ」

（ナツリ）

此小冊子は、明治四十一年六月廿二日、日本帝國の首府に於ける。吾同志の十餘名が、無政府共産の赤旗を掲げて。日本帝國の主權者に抗戰の宣告をなしたる爲に同年八月廿一日、有罪の判決を受けられた。

大杉　栄　荒畑　勝三　佐藤　悟
百瀬　晋　宇都宮　卓爾　森岡　永治
堺　利彦　木村　源治郎　大須賀　さと
山川　均　小暮　れい　徳永　保之助

右諸氏が入獄記念の爲に、出版したのである」

此小冊子は、一年もしくは四年の後出獄する、同志の不在中。在京僅少の同志が、心ばかりの傳道であります」

此小冊子を讀んで、來るべき革命は、無政府共産主義の實現にあることを意得

（ウラ（ツヾク））

せられし諸君は、目下人獄中の同志に。はがき、にても封書にても送られたし、これ人獄諸氏に對す唯一の慰めで、おつ戰士の勝力を研鑽する福音であります。

入獄諸氏に送られ和手紙は。

東京市牛込市谷砂土原町　東京監獄在監人　何々殿

と書き、そ[illegible]出人の住所姓名を明らかにして出してすさい」

此小冊子は、なかば〳〵迷信の夢より諸君を呼び醒まし。ちかい將來になさねばならぬ、吾等革命運動を謬伸せさる爲に、廣くかつ深く傳道せねばならぬ。であります。からや無政府共産と云ふをか直得せられて、ダイナマイトを投するとをも辞せぬと云ふ人は、一人も多くに傳道して願ひたい。しかし又、之を飲んでも意得の出來ぬ人は、果して現在の社會は正義の社會であるか、又吾人の理想は今の社會に滿足するや否やを、深く取調へて頂たい」